

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成29年8月3日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700081号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700011号

## 第1 結論

昭和52年4月から同年8月までの請求期間及び昭和52年9月から昭和56年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月から同年8月まで  
: ② 昭和52年9月から昭和56年12月まで

請求期間①及び②当時私は、A県B町(現在は、C市)にある実家を離れてD県に居住していたが、両親が定期的に集金に来るE組合の担当者に両親と私の分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

請求期間①について、国民年金保険料の申請免除期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間②については、平成17年頃、F社会保険事務所(当時)から「厚生年金保険料と国民年金保険料がいずれも納付されているため、国民年金の保険料は免除の扱いになっているが、将来支給される年金に加算される。」と説明されたので、当該期間について、厚生年金保険の記録が統合される前の記録と同じ国民年金保険料の納付済期間とし、年金額に反映させるか又は国民年金保険料の未納期間に充当し、残金は還付してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、請求者及びその両親の各請求期間に係る国民年金保険料は、実家の両親と一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、各請求期間の前後の期間に、請求者がB町で住民登録をしたまま同町以外に所在する事業所において厚生年金保険の被保険者となっている期間が確認でき、当該被保険者期間のうち同町において昭和51年3月から同年5月

までの期間、昭和 60 年 5 月から同年 8 月までの期間、昭和 63 年 7 月から同年 12 月までの期間、平成 2 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料が納付され、後日還付の処理が行われたことが確認できることから、請求者の主張どおり実家の両親が請求者の保険料を納付していた期間があったことが推認できる。

しかしながら、請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者の各請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について証言を得ることができない上、請求者は当該期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な状況が不明である。

また、請求者が実家に国民年金保険料の集金に来ていたと主張している E 組合について C 市は、各請求期間当時、請求者の実家が所在した地区に同組合が存在し保険料の集金業務を行っていたと考えられるが、同組合は既に解散し現在は活動していないと回答している上、各請求期間当時、会計を担当していたとされる者は既に死亡していることから当時の状況を確認することができない。

さらに、各請求期間について、請求者に係る B 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、当該期間はいずれも国民年金被保険者期間として管理され、当該期間については国民年金保険料の申請免除期間として記録されており、当該期間の保険料が納付された記録は確認できない。

請求期間②について、オンライン記録によると、平成 17 年 4 月に当該期間は G 社において厚生年金保険の被保険者期間であったことが判明し、基礎年金番号で管理されている記録に当該厚生年金保険の記録が統合されているところ、昭和 60 年改正前の国民年金法第 7 条第 2 項第 1 号の規定により、制度上、国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、平成 18 年 10 月 4 日に国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理が行われ、当該期間の申請免除記録が取り消されていることが確認できる。

したがって、請求期間②は、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金保険料を納付することを要しないため、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として年金額に反映することはできない。

なお、請求期間①及び②は合計 57 月と長期間にわたっている上、オンライン記録により氏名検索したが、基礎年金番号に統合された国民年金手帳記号番号及び請求者が昭和 57 年 1 月に B 町に再転入した際に一旦は払い出されたものの後日取消しの処理が行われた国民年金手帳記号番号以外に、同町において請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が各請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求者の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が各請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600429号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700026号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年5月28日から平成27年1月1日まで

私は、平成元年3月1日からA社において厚生年金保険に加入し、平成28年5月まで継続して同社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では資格喪失年月日が平成18年5月28日となっているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

なお、平成18年5月28日以降にA社で勤務した期間のうち、平成27年1月1日から平成28年5月26日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間のため、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書を日本年金機構理事長あて提出し、厚生年金被保険者資格の確認を求めている。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において昭和48年10月1日に被保険者資格を取得し、平成28年5月25日に離職していることから、請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求者は、A社におけるタイムカードを提出し、当該タイムカードについて、「平成18年4月にA社の事業主から、来月からのタイムカードについては、就業17日分までのタイムカード(以下「1枚目のタイムカード」という。)と就業18日分からのタイムカード(以下「2枚目のタイムカード」という。)に分けて打刻するように説明されたため、毎月タイムカードが2枚に分かれていた。」と述べており、自身が提出したタイムカードは2枚目のタイムカードであるとしていると

ころ、2枚目のタイムカードの打刻に対応する仕事内容は、1枚目のタイムカードの打刻に対応するものと同じであったと主張しており、2枚目のタイムカードには、就業18日分以降に係る就業日数や就業時間に対応する金額が記載されていることが確認できる。

しかしながら、請求者が、請求期間当時、A社においてタイムカードが2枚あった従業員として記憶している同僚を含む8名に対して照会したところ、複数の同僚が、「タイムカードは毎月1枚であった。請求期間当時、請求者はA社に勤務していたが請求者の勤務日数については覚えていない。」旨回答しており、請求者の2枚目のタイムカードに係る勤務実態について確認できない上、同社は、請求者が2枚目のタイムカードを所持している理由について、「請求期間当時タイムカードは毎月1枚であったが、請求者については便宜的に分けていた。2枚目のタイムカードに係る支払は社長個人から支出されたものであり、法人会計とは別となっている。」旨回答している。

また、A社から提出された請求期間のうち一部期間に係る請求者の賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿並びに請求者から提出された請求期間のうち一部期間に係る給料明細書及び給与所得の源泉徴収票のいずれからも、2枚目のタイムカードに対応する給与の支払は確認できない。

さらに、A社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届について請求者の請求どおりの届出を行っておらず、給与から厚生年金保険料の控除も行っていない旨回答している上、同社から提出された上記賃金台帳等の資料、請求者から提出された上記給料明細書等の資料及び前述した2枚目のタイムカードのいずれからも、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。このことから、請求期間のうち上記関連資料が事業主及び請求者により保管されていない期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B市役所から提出された「国民健康保険／資格照会／被保履歴照会」によると、請求者のB市における国民健康保険被保険者資格の「取得日」は平成18年5月28日、「取得届出日」は同年5月29日、取得事由は「社保離脱」となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。